



令和8年1月14日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月14日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（8営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	篠路	3両 ×	20日	釧路	羅臼	3両 ×	42日
函館	函館東	1両 × 6両 ×	20日 15日	帯広	鹿追	1両 × 2両 ×	46日 44日
旭川	和寒	1両 × 3両 ×	29日 27日	北見	遠軽	2両 ×	30日
室蘭	登別	3両 ×	20日	北見	興部	4両 ×	28日

#### 3. 処分日

令和8年1月14日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL : 011-290-2744